

消費者契約法に関する調査作業チームの運営について

2011年12月2日
消費者委員会事務局

1. 趣旨

消費者委員会では平成23年8月26日に「消費者契約法の改正に向けた検討についての提言」を行い、民法(債権関係)改正の議論と連携しつつ、消費者庁に対して早急に消費者契約法の改正の検討作業に着手するよう求めた。今後、消費者庁での検討作業が進展することが期待されるが、消費者委員会としても本法の消費者行政における重要性に鑑み、消費者庁における検討作業の進展に合わせて委員会で本格的な調査審議を行いうる体制が整うまでの間、事前の準備作業として、論点の整理や選択肢の検討等を行うための調査作業チームを運営する。

2. 構成

調査作業チームは以下のメンバーで構成する。

チーム長:河上消費者委員会委員長

メンバー:消費者委員会委員(有志)

私法学者等の学識経験者

弁護士等の実務経験者

委員会事務局

3. 運営要領等

月1回程度のペースで調査作業チームの打ち合わせ会議を開催し、議論を行う。

打ち合わせ会議の議題の設定はチーム長が行う。

資料の作成については、チーム長の指示に従い、メンバーが分担して行う。

調査作業チームの検討状況については、適宜委員会に報告する。

消費者契約法に関する調査作業チームメンバー

調査作業チームは以下のメンバーで構成する。

チーム長：河上正二消費者委員会委員長

メンバー：消費者委員会委員(有志)

私法学者等の学識経験者

弁護士等の実務経験者

委員会事務局

有識者メンバーは以下のとおり。

(五十音順・敬称略)

氏名	現職
大澤 彩	法政大学法学部准教授
沖野 眞己	東京大学大学院法学政治学研究科教授
鹿野 菜穂子	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
北村 純子	弁護士
角田 美穂子	一橋大学大学院法学研究科教授
千葉 恵美子	名古屋大学大学院法学研究科教授
中田 邦博	龍谷大学法科大学院教授
平尾 嘉晃	弁護士
丸山 絵美子	名古屋大学大学院法学研究科教授
山本 健司	弁護士(清和法律事務所)

(2013年7月現在)

消費者契約法に関する調査作業チーム議事一覧

第9回 平成24年9月21日(金)

1. 広告/契約締結過程における論点整理

第10回 平成24年10月29日(月)

1. 約款規制との関係における論点整理

第11回 平成24年11月12日(月)

1. 適合性原則/不招請勧誘における論点整理

第12回 平成24年12月3日(月)

1. 不当条項リストの補完における論点整理

第13回 平成25年1月28日(月)

1. 一般条項(不当条項/不当勧誘のミニ一般条項)における論点整理

第14回 平成25年2月18日(月)

1. 各論・各種契約/継続的契約における論点整理

第15回 平成25年3月18日(月)

1. 消費者信用における論点整理

第16回 平成25年4月15日(月)

1. 国際消費者契約/団体訴訟関係における論点整理

第17回 平成25年5月20日(月)

1. 人的・物的適用範囲における論点整理

「消費者契約法に関する調査作業チーム」論点整理の報告（概要¹）

1．はじめに

今回の報告書は、消費者契約法の実体法部分の見直しに向けた理論的分析が中心となっているが、従来の検討や実態調査等の成果にも配慮しつつとりまとめたもので、今後の改正への本格的審議のたたき台となることを期している。以下、今後検討されるべき課題として摘示されたものの要点のみ紹介する。

2．前提問題

まず、検討の前提として、民法(債権関係)改正と消費者契約法の関係、人的・物的適用範囲の問題、約款規制との関係について述べる。

(1) 民法(債権法部分)改正との関係

本報告は、基本的には、民法(債権関係)改正の動向いかに関わらず、現行法を前提に消費者契約法における規律として、どのような規律が全体として望ましいかを考える形で検討している。もっとも、民法典が、事業者法的配慮の下で修正される可能性がある場合には、消費者取引において留保すべき具体的規律を検討することとした。さしあたり、民法典には、中間試案で示されたような、民法と消費者契約法の諸規定を連結する上での源泉となる一般規定があることが望ましいのではないかと意見がある。

(2) 人的・物的適用範囲<第12章関連>

我が国における現状と諸外国における議論動向に加え、消費者契約法は消費者保護関連諸法との関係において受皿的な機能が期待されているとの立法趣旨に鑑みると、「消費者」概念の相対性の承認、概念の弾力化、ないし中間概念の創設も視野に入れて検討してはどうか。また、その延長線上の検討課題として、消費者契約法の適用範囲を消費者取消権と不当条項規制とを一括して考えられてきた適用範囲について、領域毎の適用範囲を考える可能性についても検討してはどうか。とくに、投資取引、不動産取引を含めるべきであり、これが重要な立法事実であるという点を考慮する必要があるのではないかと意見がある。

(3) 「約款規制」について<第3章関連>

約款の有する隠蔽効果がもたらす当事者意思の希薄化と合意による正当性保障の欠如に対して、何らかの手当が必要との認識は共有されている。約款問題は、消費者契約に限られない問題を含んでおり、少なくとも通則的規定は民法典に規定されるとしても、個別の補完が必要な場面では消費者契約法に規律を設けることが望ましく、その点についてさらに検討すべきではないかとされ、報告書では、約款が契約内容となるためのいわゆる組入れの要件および効果を定める規定を設けることを検討してはどうか、「不意打ち条項」については契約内容として効力を有しないと規定を設けることを検討してはどうか、約款中の条項や実質交渉を経ていない条項の解釈準則について、消費者の合理的な期待や理解の扱いを定める規定を設けることを検討してはどうか、契約条項の定め方について、消費者契約法3条1項を改め、努力義務ではなく義務とする規定を設けることを検討してはどうか、といった具体的提案がある。

¹ 報告の第1章（文責：河上正二 消費者委員会委員長）の抜粋。

3．契約締結過程の規律

(1) 契約締結過程(広告・表示・勧誘行為など) <第2章関係>

a.誤認類型(+ 広告)

契約締結過程に関するいる規律のうち、現在、不実告知、断定的判断の提供、不利益事実の不告知、情報提供努力義務として規定されている事項を中心に、現行法上の不適当な制限的要件や制限的解釈をあらため、消費者・事業者間に構造的な情報格差を前提に意思表示の瑕疵の拡張理論を具体化する形で取消規定を手当てするという本来の立法コンセプトに合致するよう取消要件を再構成することが求められる。また、情報提供義務違反については、努力義務という形ではなく、法的義務として消費者契約法に明確化し、損害賠償責任規定などを導入することが考えられる。

具体的には、法4条1項2項)における「勧誘」要件を削除し、広告を含めることを検討してはどうか、不実告知の対象となる重要事項を狭く限定する(法4条4項1号2号の列挙事由を厳格に解釈して限定する)必要はなく、「消費者の当該契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきもの」について、契約締結の過程において事業者が不実告知をし、消費者が事実を誤認し、この誤認に基づき契約をした場合に取消しを認めることを検討してはどうか、断定的判断の提供型(法4条1項2号)について、財産上の利得にかかわらない事項についての断定的判断の提供にも適用が可能であることを明確化することを検討してはどうか、といった検討課題があるほか、効果として、取消規定のほか情報提供義務違反に対する損害賠償責任規定を導入し、因果関係や損害額の推定規定を置くなどして、民法の損害賠償規定の具体化を検討してはどうか、が提案されている。さらに、法律の作り方として、まず、事業者の行為規範として不適切な情報提供や重要情報の不提供に該当する行為類型を列挙したうえで、取消・損害賠償・差止という効果別に付加的要件も含めて規定するという編纂方式を採用する可能性を検討してはどうか、といった課題がある。

b.困惑類型

困惑類型に関しては、現在、不退去および退去妨害による困惑として規定されている事項を中心に、現行法の限界が明らかであり、同条に関する立法コンセプトをさらに推し進める方向で、より広い場面を対象とできるように要件を改め、あるいは、新たな類型の追加するべく、次のような具体的提案がある。

現行の消費者契約法が規定する「不退去」「退去妨害」以外の類型を設けること、例えば、執拗な勧誘行為、契約目的を隠匿した接近行為などを検討してはどうか。従来型の困惑類型と上記の類型を包含する上位概念として、「意に反する勧誘の継続」と「それによる困惑」を掲げ、その具体的な類型として、従来のお不退去・退去妨害型や執拗な勧誘行為等を例示として示すということも検討してはどうか。困惑類型の延長線上の問題として、民法の暴利行為規定とは別に、状況の濫用を理由とする取消しの規定を設けることを検討してはどうか。困惑類型またはその延長線上に存する不当な勧誘行為について、取消しという効果だけではなく、損害賠償責任規定を導入してはどうか。その際、因果関係や損害額の推定規定を置くなどして、民法の損害賠償規定の具体化と立証責任の転換等を図ることが考えられる。

c.取消しの効果、法定追認など

取消しの効果、取消期間、法定追認、契約締結過程における第三者の関与については、解釈上の疑義があることや、現行法による解決には限界があることが、しばしば指摘されており、改正による説得的な解決を提供することが提案されている。

d.インターネット取引について(特に広告関連)

インターネット広告については、ターゲティング広告の発達など広告が消費者の意思形成に働きかける影響力が大きく、また、事業者からみてもその対応は個別の「勧誘」と異にする合理的な理由は見いだせない。しかし、現行法においては、インターネット広告に関する不当な表示については専ら景品表示法等に基づく行為規制が課せられているにとどまり、インターネット広告の不当な表示に起因する契約被害に対応する民事規定を欠く状況にある。そこで、消費者契約法4条の取消しの対象となる事業者の行為として、「インターネット広告」も含める方向で検討してはどうかとの提案がある。

(2) 不招請勧誘<第4章関連>

消費者契約一般を対象に、不招請勧誘禁止そのものについて単独での実体法規範を考えるよりは、不当勧誘に関する一般条項(受皿規定)を置くこととしたうえで、その解釈・適用にあたっての一考慮要素とするのが、立法の早期実現という観点からは望ましいのではないか。また、不招請勧誘独自の実体法規範を定める方向についても、困惑取消類型の拡張という議論、損害賠償義務をもたらす不当勧誘行為規制といった議論も踏まえつつ、引き続き検討が必要である。

(3) 適合性原則<第5章関連>

適合性原則は、もともとは投資サービス領域における業者ルールである。それを著しく逸脱した勧誘行為は不法行為法上の違法性を基礎づけるとする、民事効へと架橋する判例法理は確立しているものの、裁判実務においては極めて限定的にしか機能していないとされている。適合性原則に関する消費者被害の相談は多く寄せられているほか、高齢社会における消費者法のあり方として、適合性原則の立法化のニーズが高まっているといえる。過量販売、過剰与信等に関する特別規定など、適合性原則に密接に関連する法理は立法化されているところであるが、それらによる対応可能性とその限界等を見極めながら、適合性原則の立法化の必要性について、引き続き検討していくのが適切である。

4. 契約内容の適正化

(1) 不当条項リストの補完<第6章関連>

評価余地のないブラック・リストのほか、評価余地のあるグレイ・リストの存在は、消費者相談の現場での判断の指針となるだけでなく、契約条件を策定する際の指針として、事業者にとってもメリットがあることに鑑み、リストの補完・充実が検討されるべきではないか。

EU、韓国などでのリストに比して我が国のリストがきわめて貧弱であることは否めず、グローバルスタンダードに近づけることが必要である。この点、現実の発生しているトラブルにも配慮しつつ、リストの策定が検討されるべきではないか。なお、立法事実にこだわることによる「後追い」のデメリットに鑑み、危険性の予見できる条項は積極的にリスト化することが望ましい。

リストの文言については、学説でも指摘されているように、グローバル・スタンダードに合わせて、民法の条文程度か、これをやや具体化した程度の抽象度とすることが考えられる。

なお、学説、実務による消費者契約法改正提案の中には、過量販売に関する条項など、契約の目的物・対価そのものに関する条項をリスト化するものがある。例えば、「消費者に過量な又は不相当に長期にわたる物品又は役務を購入させる条項」をリストの候補として掲げる提案が見られる。これらの中心条項についての規制の可否については、消費者契約法 10 条の見直しにあたって再度検討する必要があるが、仮に規制するとしてこれらの条項をリスト化することの是非も問題となる。つまり、不当条項リストに列挙するという形以外の方法、例えば、「消費者公序規定」による対応などもふまえて、検討する必要がある。

(2) 不当条項に関する「一般条項」＜第7章関連＞

現行 10 条の表現については、見直しが必要ではないか。とくに、消費者契約法第 10 条前段要件は、「当該条項がない場合と比較して」といった文言に修正してはどうか。消費者契約法第 10 条後段要件については、「消費者の利益を一方的に害する」を維持するが、「信義則に反して」という要件については削除を検討してはどうか、といった意見もある。また、「消費者の利益を一方的に害する」か否かの判断要素を列挙すべきか、仮に列挙する場合にいかなる要素を考慮すべきかについては検討する必要がある。

なお、対価そのものへの介入は、原則として開示規制の手法によることが望ましいが、民法の暴利行為論に関する規律の在り方にも配慮しつつ、競争の期待できない局面では、消費者契約にとって有用な規律やセーフティネットとなる規律が模索されるべきではないか。また、消費者契約においては個別な交渉を経ているか否かは消費者契約では問わない方向で考えてはどうか。

不当条項規制の効果については、原則として全部無効とし、例外的に一部無効となりうるものを定めることを明文化してはどうか、が提案されている。

5．消費者公序規定＜第8章関連＞

従来の消費者契約法は、契約締結過程における不当勧誘行為規制と契約条項の内容に関する不当条項規制という二元的構成であったが、このような二元的構成だけでは不当な契約を十分に補足できない局面があり、契約締結過程と条項内容を融合した、新たな法規制のカテゴリーの創設を検討する必要がある。そこで、対価に直接かかわる条項や、次々販売・過量販売に効果的に対処するには、無効とすべき不当条項の客観的評価にかかわる一般条項のほか、契約締結過程での問題と条項の不当性を総合して(合わせて一本)、契約の一部もしくは全部を無効化する「一般条項」の策定が検討されるべきではないか(客観的評価基準を超えた個別事情への配慮が可能となるような、一般条項として、民法 90 条の具体化したものが考えられないか、が提案されている。

6．各種契約について＜第9章関連＞

消費者契約法に、契約類型に即した規定を置くことについて検討することが必要である。この点については、現在進行中の民法(債権関係)改正との関係も問題となるが、現時点では、民法中に、各種の契約に即して消費者契約に関する具体的な特則を置くことになる可能性は高くない。そこで、あらためて消費者契約法において、このような各論的な規定を導入することの是非について検討する必要性は高いのではないかと。特に消費者売買に関する一群の規律を設けることが検討されてよい、との意見がある。現在の消費者契約法では、契約締結過程および契約内容の規制に関する規定はあるが、契約の履行過程や不

履行における消費者の救済手段について、売買に即して基本的な規律を明らかにしておくことには意味があるからである。

7．継続的契約<第10章関連>

契約の継続性ゆえに強まる特徴として、周辺事情の変化や当事者の状況変化が生じやすい、既履行部分と未履行部分、あるいは不履行部分とそれ以外の部分との区別が生じるということを挙げることができる。そして、このような特徴があることに伴い、1) 消費者の長期拘束・消費者からの任意の中途解除と効果をめぐる問題、2) 事情変更や事業者の債務不履行に対する消費者からの解除要件と効果をめぐる問題、3) 事業者からの解除の可否をめぐる問題、4) 契約内容・条件の変更をめぐる問題が生じている。このような問題に対処するため、継続的消費者契約の特徴に鑑みた法規定の手当てを行うことが考えられる。具体的には、継続的消費者契約における消費者の中途解除権(任意法規)の導入、事情変更発生時の事業者の誠実対応義務等を検討してはどうかとの提案がある。この問題の一部は、不相当に長期の拘束期間、不相当に長い告知期間、更新拒絶要件の加重、事業者の解除権留保・解除要件の緩和、一方的契約条件の変更などに対応する法規定は、不当条項規制のグレイリストの導入問題とも検討が必要である。

8．消費者信用<第11章関連>

2 当事者間の取引に加えて、複合的な取引関係において消費者の利益を守るための規律が必要ではないかと考えられ、この点についての規律を検討すべきではないか。とりわけ、消費者信用が組み込まれた場合の3面関係については具体的な手当が必要ではないか、との問題意識から、いわゆる「抗弁の接続」の考え方の消費者信用一般への拡張の可能性についても具体的条文案を含む提案がある。

なお、我が国において、決済をいかなる法律でどのように規律するのかについては、民法(債権関係)改正中間試案において審議中であり、なお立法政策の方向性が定まっているとはいえない。債権法改正において決済に関する法が規律されない場合は、ア) 決済に係る特別法の中で消費者取引における決済に係る特別な規律を置くこと、及び、イ) 消費者契約法の中で物・役務の対価の支払いという観点から規律することが考えられる。債権法改正の中で、中間試案で立法提案がされている「三面更改」の規定が導入される場合は、原則として抗弁の切断が定められることになるので、消費者契約法において補完的ルールを置いた上で、個別の決済手段と消費者取引の結びつきをふまえたルールについて、割賦販売法・資金決済法など特別法によって規律することも考えられる。

9．その他

抵触規定(涉外消費者契約における準拠法など)

基本的には「通則法」に委ねるべき問題とも言えるが、問題の重要性、消費者契約に関する規律の一覧性に鑑みると、消費者契約法において明文化することが望ましいとも考えられ、この点について更に検討すべきではないか。また、涉外消費者取引の拡大に鑑み、国際的調和・共通ルールの策定に向けた努力が必要ではないか。

消費者契約法

調査作業チーム報告書

○目的規定(1条)

○消費者/事業者/消費者契約の定義(2条)

○事業者・消費者の努力義務(3条)

不当勧誘に関する規定

取消権

消費者契約についての「勧誘をするに際し」

○不実告知(法4条1項1号)

対象:「重要事項」(4項)

○断定的判断提供(2号)

対象「将来における変動が不確実な事項」

○故意の不利益事実不告知(2項)

対象:[利益告知]重要事項・関連する事項/

[不利益事実]重要事項

○不退去・退去妨害(監禁)(3項)

○媒介の委託を受けた第三者(5条)

○取消権の行使期間(7条)

*追認できる時から6か月/契約締結から5年間

不当条項規制

○事業者の損害賠償責任免除条項の無効(8条)

○消費者が支払う損害賠償額予定条項の無効(9条)

○消費者の利益を一方的に害する条項の無効(10条)

その他

(消費者契約法の規定とは必ずしも関連しない事項)

誤認類型

困惑類型

○「人的・物的適用範囲」【第12章】

○「契約締結過程<誤認類型(+広告)>」【第2章-1】

○「不招請勧誘」【第4章】

○「消費者公序規定」【第8章】

○「適合性原則」【第5章】

○「契約締結過程<誤認類型(+広告)>」【第2章-1】

○「インターネット取引」【第2章-4】

○「契約締結過程<誤認類型(+広告)>」【第2章-1】

○「契約締結過程<困惑類型>」【第2章-2】

○「契約締結過程 取消しの効果、第三者の関与」【第2章-3】

○「インターネット取引」【第2章-4】

○「契約締結過程 取消しの効果、第三者の関与」【第2章-3】

○「消費者公序規定」【第8章】

○「不当条項リストの補完」【第6章】

○「約款規制」【第3章】

○「インターネット取引」【第2章-4】

○「不当条項規制に関する一般条項」【第7章】

○「消費者信用」【第11章】

○「各論・各種契約」【第9章】

○「継続的契約」【第10章】

第1回「消費者契約法シンポジウム」開催概要

開催日時：平成25年2月2日（土）13:00 - 16:30

会場：主婦会館プラザエフ7F カトリア

参加人数：159名

全体テーマ：消費者契約法の課題を考える

内容：

(1) 基調報告

【テーマ】消費者委員会「消費者契約法に関する調査作業チーム」取組状況

1. 消費者契約法（実体法部分）の見直しに関する諸課題

<報告者> 河上 正二 内閣府消費者委員会委員長

2. 契約締結過程に関する規定

<報告者> 丸山 絵美子 名古屋大学大学院法学研究科教授

3. 約款規制

<報告者> 沖野 眞已 東京大学大学院法学政治学研究科教授

4. 不招請勧誘・適合性原則

<報告者> 角田 美穂子 一橋大学大学院法学研究科准教授

5. 不当条項リストの補完

<報告者> 大澤 彩 法政大学法学部准教授

6. インターネット取引における現状と課題

<報告者> 山田 茂樹 内閣府消費者委員会事務局委嘱調査員（司法書士）

(2) パネルディスカッション

【テーマ】消費者契約法と民法（債権関係）改正

<パネリスト> 沖野 眞已 東京大学大学院法学政治学研究科教授

北村 純子 弁護士

佐成 実 東京ガス株式会社総務部法務室長

丹野 美絵子 全国消費生活相談員協会理事長

筒井 健夫 法務省大臣官房参事官

堀井 奈津子 消費者庁消費者制度課長

<コーディネーター> 河上 正二 内閣府消費者委員会委員長

テーマに基づき、以下の4つの論点について議論した。

消費者契約法（実体法部分）の見直しの必要性についての考え

民法（債権関係）改正と消費者契約法の関係について

契約締結過程の規律について

不当条項の見直しについて

以上

第2回「消費者契約法シンポジウム」(東京)開催概要

開催日時：平成25年7月20日(土)13:00 - 16:00

会場：主婦会館プラザエフ7F カトリア

参加人数：129名

全体テーマ：「消費者契約法の課題を考える」

内容：

(1) 基調報告

【テーマ】消費者委員会「消費者契約法に関する調査作業チーム」論点整理について

1. 「消費者契約法に関する調査作業チーム」論点整理の報告概要

<報告者> 河上 正二 内閣府消費者委員会委員長

2. インターネット取引における現状と課題

<報告者> 山田 茂樹 内閣府消費者委員会事務局委嘱調査員(司法書士)

(2) パネルディスカッション

【テーマ】相談事例に基づく消費者契約法の課題について

<パネリスト> 阿部 泰久 一般社団法人日本経済団体連合会経済基盤本部長
内田 貴 法務省経済関係民刑基本法整備推進本部参与
鹿野 菜穂子 慶應義塾大学大学院法務研究科教授
川口 康裕 消費者庁審議官
増田 悦子 公益社団法人全国消費生活相談員協会専務理事
山本 健司 弁護士(清和法律事務所)

<コーディネーター> 河上 正二 内閣府消費者委員会委員長

以下の5つの論点について、それぞれ具体的な相談事例をもとに消費者契約法の課題に関して議論した。

- 契約締結過程(誤認類型)
- 契約締結過程(困惑類型)
- 契約締結過程(インターネット)
- 適合性原則
- 約款規制

以上

第3回「消費者契約法シンポジウム」(大阪)開催概要

開催日時：平成25年7月27日(土)13:00 - 16:00

会場：チサンホテル新大阪

参加人数：91名

全体テーマ：「消費者契約法の課題を考える」

内容：

(3) 基調報告

【テーマ】消費者委員会「消費者契約法に関する調査作業チーム」論点整理について

1. 「消費者契約法に関する調査作業チーム」論点整理の報告概要

<報告者> 河上 正二 内閣府消費者委員会委員長

2. インターネット取引における現状と課題

<報告者> 山田 茂樹 内閣府消費者委員会事務局委嘱調査員(司法書士)

(4) パネルディスカッション

【テーマ】相談事例に基づく消費者契約法の課題について

<パネリスト> 内田 貴 法務省経済関係民刑基本法整備推進本部参与
加納 克利 消費者庁消費者制度課長
中村 哲 公益社団法人消費者関連専門家会議(ACAP)理事
(日本生命保険相互会社消費者室長)
樋口 容子 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会(NACS)西日本支部 副支部長
丸山 絵美子 名古屋大学大学院法学研究科教授
山本 健司 弁護士(清和法律事務所)
<コーディネーター> 坂東 俊矢 消費者支援機構関西常任理事
(京都産業大学大学院法務研究科教授)

以下の5つの論点について、それぞれ具体的な相談事例をもとに消費者契約法の課題に関して議論した。

- 契約締結過程(誤認類型)
- 契約締結過程(困惑類型)
- 契約締結過程(インターネット)
- 適合性原則
- 約款規制

以上

健康食品の表示等に関する審議の経緯

(役職等は当時のもの)

平成 22 年

12 月 24 日 第 43 回消費者委員会

健康食品に係る相談・被害・法執行の実態、広告の自主基準についてのヒアリング

社団法人日本広告審査機構 穴戸旦専務理事
林功事務局次長兼審査部長東京都 松下裕子生活文化局消費生活部取引指導課長
金子俊一消費生活総合センター相談課長
渡部浩文福祉保健局健康安全部食品医薬品情報担当課長

平成 23 年

1 月 28 日 第 45 回消費者委員会

健康食品に係る相談・被害の実態についてのヒアリング

独立行政法人国民生活センター 相談部危害情報室 小坂潤子氏
商品テスト部 宗林さおり氏

2 月 25 日 第 48 回消費者委員会

健康食品の表示に関する自主規制についてのヒアリング

財団法人日本健康・栄養食品協会 加藤博理事兼事務局長
健康食品産業協議会 木村毅会長
末木一夫副会長社団法人日本通信販売協会 宮島和美会長
万場徹事務局長

3 月 4 日 第 49 回消費者委員会

健康食品による健康被害の実態、医師会の取組、健康食品の表示に関する法規制の在り方についてのヒアリング

社団法人日本医師会 石川広己常任理事
弁護士 神山美智子氏

3月11日 第50回消費者委員会

健康食品の表示及び広告の在り方、消費者への情報提供についてのヒアリング

群馬大学教育学部 高橋久仁子教授

4月22日 第52回消費者委員会

健康食品表示に関する海外の制度及び健康表示制度の今後の展望についてのヒアリング

名古屋文理大学健康生活学部 清水俊雄教授

8月12日 第65回消費者委員会

「健康食品の表示の在り方」に関する中間整理（たたき台）の検討

8月23日 第66回消費者委員会

「健康食品の表示の在り方」に関する中間整理の公表

平成24年

5月18日 第88回消費者委員会

消費者の「健康食品」の利用に関する実態調査（アンケート調査）の報告

6月5日 第91回消費者委員会

「健康食品の表示等の在り方」に関する考え方の公表

10月16日 第102回消費者委員会

健康食品の表示・広告規制に係る法執行力についての意見交換

渋谷区保健所 倉橋俊至所長

主婦連合会 佐野真理子事務局長

特定非営利活動法人消費者機構日本 磯辺浩一専務理事

公益社団法人日本広告審査機構 林功審査部長

10月30日 第103回消費者委員会

健康食品の安全性に関する規制・制度についての意見交換

厚生労働省 温泉川肇彦食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室
長

独立行政法人国立健康・栄養研究所 梅垣敬三情報センター長

社団法人日本医師会 石川広己常任理事

公益社団法人日本薬剤師会 藤原英憲常務理事

公益財団法人日本健康・栄養食品協会 加藤博常務理事

健康食品産業協議会 関口洋一会長

河原有三副会長

11月13日 第104回消費者委員会

健康食品における機能性の表示についての意見交換

全国消費者団体連絡会事務局 菅いづみ氏

公益財団法人日本健康・栄養食品協会 加藤博常務理事

健康食品産業協議会 関口洋一会長

河原有三副会長

名古屋文理大学健康生活学部 清水俊雄教授

詐欺的投資勧誘に関する消費者問題についての審議の経緯
(役職等は当時のもの)

平成 23 年

11 月 11 日 第 73 回消費者委員会

消費者基本計画の検証・評価・監視について（金融・融資金詐欺・投資詐欺）のヒアリング

消費者庁 黒田 消費者政策課長

警察庁 世取山 生活安全局生活経済対策管理官

池田 刑事局捜査第二課特殊詐欺対策室長

生活安全局生活安全企画課担当者

刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官付担当者

金融庁 黒澤 総務企画局企画課長

増田 総務企画局市場課市場機能強化室長

横尾 総務企画局市場課企画官

櫻井 総務企画局企画課信用制度参事官室企画調整官

原田 監督局証券課証券監督調整官

外崎 証券取引等監視委員会事務局証券検査課長

平成 24 年

5 月 22 日 第 89 回消費者委員会

消費者基本計画の検証・評価・監視について（投資詐欺対策）のヒアリング

消費者庁 黒田 消費者政策課長

山崎 総務課長

警察庁 福田 生活安全局生活経済対策管理官

刑事局捜査第二課特殊詐欺対策室担当者

刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止監理官付担当者

金融庁 増田 総務企画局市場課市場機能強化室長

横尾 総務企画局市場課企画官

有泉 監督局証券課長

外崎 証券取引等監視委員会事務局証券検査課長

総務省 玉田 総合通信基盤局消費者行政課長

法務省 民事局商事課担当者

6 月～7 月 自治体調査

詐欺的投資勧誘による被害の状況及び地方自治体における取組状況に

ついでにの書画による実態調査を実施
調査の対象：47 都道府県及び 20 政令市の消費者行政担当課（消費生活
センター）

12 月 18 日 第 108 回消費者委員会

消費者基本計画の検証・評価・監視について（詐欺的投資勧誘対策（関係法令執行力強化、注意喚起等、ツール規制））のヒアリング

金融庁 鎌田 総務企画局市場課市場取引対応室長
和瀬 監督局証券課証券監督管理官
鈴木 証券取引等監視委員会事務局証券検査課長
横尾 総務企画局市場課企画官
監督局銀行第一課担当者
総務企画局企画課調査室担当者
総務企画局市場課担当者
警察庁 福田 生活安全局生活経済対策管理官
刑事局捜査第二課担当者
消費者庁 山下 取引対策課長
鈴木 取引対策課企画官
後藤 財産被害対策室長
総務省 総合通信基盤局消費者行政課担当者
経済産業省 苗村 商務情報政策局商務流通保安グループ商取引監督課長
法務省 河合 民事局商事課長

平成 25 年

4 月 23 日 第 118 回消費者委員会

郵便等宅配便の取組、市民後見制度及び日常生活自立支援事業についてのヒアリング

総務省 岡崎 情報流通行政局郵政行政部郵便課長
国土交通省 加賀 自動車局貨物課長
厚生労働省 勝又 老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室長
老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室担当者
社会・援護局地域福祉課担当者

5 月 14 日 第 120 回消費者委員会

電話関連の犯行ツールに対する取組、改正消費者安全法による取組及

び高齢消費者を対象とした民事救済制度の導入や特定商取引法における指定権利制の撤廃といった新たな制度整備、並びに商業登記の真正性の確保についてのヒアリング

総務省 玉田 総合通信基盤局消費者行政課長

金融庁 鎌田 総務企画局市場課市場取引対応室長

総務企画局企画課担当者

消費者庁 村山 消費者政策課長

後藤 消費者政策課財産被害対策室長

山下 取引対策課長

取引対策課担当者

法務省 佐藤 民事局商事課長

日本弁護士連合会 大迫 消費者問題対策委員会委員

5月28日 第122回消費者委員会

特定商取引法の指定権利制廃止についての意見交換

弁護士 池本 誠司氏

7月9日 第125回消費者委員会

地方自治体における「権利取引」関連条例の規定についてのヒアリング、及び特定商取引法における指定権利制の廃止についての議論

大阪府消費生活センター 神山 課長補佐

前岡 総括主査

消費者庁 山下 取引対策課長

片桐 表示対策課長

地方消費者委員会開催実績

開催日	回数	開催場所	主催	後援	基調講演	参加委員
平成24年 10月20日(土)	第5回	山口県山口市	内閣府消費者委員会 NPO法人消費者ネットやまぐち 山口県弁護士会	山口県・山口市・ 公益社団法人全国消費 生活相談員協会	「高齢者の消費者トラブルにつ いて」	河上委員長 山口委員
平成24年 12月1日(土)	第6回	大分県大分市	内閣府消費者委員会 適格消費者団体・NPO法人大分 県消費者問題ネットワーク	大分県・大分市	「高齢者の消費者トラブルにつ いて」	河上委員長 夏目委員
平成25年 3月2日(土)	第7回	山形県米沢市	内閣府消費者委員会 山形県立米沢女子短期大学附属 生活文化研究所 米沢市消費生活研究会	山形県・山形市・米沢 市・山形県消費生活団 体連絡協議会	「消費者委員会の活動と食の安 全」	河上委員長 田島委員
平成25年 5月25日(土)	第8回	北海道札幌市	内閣府消費者委員会 一般社団法人北海道消費者協会 適格消費者団体・NPO法人消費 者支援ネット北海道	北海道・札幌市・ 一般社団法人札幌消費 者協会	「消費者委員会の活動と製品の 安全」	河上委員長 夏目委員
平成25年 7月26日(金)	第9回	石川県金沢市	内閣府消費者委員会 石川県消費者団体連絡会	石川県・金沢市・ 金沢弁護士会・ 石川県司法書士会	「民法改正と消費者契約法」	河上委員長

第5回 地方消費者委員会（山口）実施結果

開催日時 平成24年10月20日(土)13:30～17:00

開催場所 ニューメディアプラザ山口多目的シアター

主催 内閣府消費者委員会、NPO 法人消費者ネットやまぐち、山口県弁護士会

後援 山口県、山口市、公益社団法人全国消費生活相談員協会

参加者数 98人

内容 公開シンポジウム「高齢者の消費者被害の防止」

プログラム

1. 基調講演 「高齢者の消費者トラブルについて」
講師：消費者委員会委員長 河上正二
2. 山口県における消費者行政の現状と取組
報告者：山口県消費生活センター所長 石田健一
3. ケーススタディ「高齢者の消費者被害の現場からの事例報告」
報告者：公益社団法人全国消費生活相談員協会会員 松下和子
4. 消費者安心アクションプラン(原案)
説明者：消費者庁消費者政策課長 村山 裕
5. パネルディスカッション
パネリスト：山陽小野田市地域包括支援センター所長 尾山貴子
山口県弁護士会消費者問題対策委員会委員長 出口裕理
公益社団法人全国消費生活相談員協会会員 松下和子
消費者委員会委員 山口 広
NPO 法人消費者ネットやまぐち副理事長 吉富崇子
コーディネーター：消費者委員会事務局長 原 早苗
6. 総括コメント 消費者委員会委員長 河上正二

パネルディスカッションの概要

パネリストからのコメント

- ・地域包括支援センターは、高齢者を介護、福祉、健康、医療等さまざまな面から総合的に支える中核的機関であり、高齢者の家の中に実際に踏み込める強みを活かし、高齢者が消費者被害に遭わないよう、各関係者の連携役を担っていきたい。
- ・県弁護士会は、消費者被害の「未然防止」にフィールドを広げていくのが課題。また、悪質事業者が簡単に預金口座、電話番号を入手し、法人登記できる仕組みを変えることが必要。

- ・消費者分野で働く人たちと、他分野の連携の薄さの克服が課題。啓発は、し続けることが大事。行政の担当者が短期間で異動し、知識・経験が行政に蓄積されていないのは問題。相談員の処遇向上、長期雇用は、相談窓口の専門性の向上につながり、結果的に県民にとってはメリットの方が大きいはず。
- ② 従来どおり「体力や判断力の衰えた高齢者」だけを啓発対象に、高齢者対策をとってはいけい。消費生活センターでは最近、知識、学歴、お金や社会的地位もあり、判断力がしっかりした高齢者が投資詐欺の被害に遭って相談に訪れるケースが増加。
- ③ 消費者被害に遭ったことを周囲に相談したり、情報提供したりすることで、社会全体の消費者被害が軽減されるという共通認識を育む必要がある。「相談することは恥ずかしくない、みんなで地域を守ろう！」の意識が大切。
- ④ 悪質業者の口座を凍結し、仮差押えしても、残金がゼロというケースが多い。悪質業者の「やり得」を阻止する抜本的な取組が必要。
- ⑤ 悪質商法はやっただけ損をする、やったら捕まる、と悪質業者に思わせる抜本的な対策が必要。

フロアから寄せられた主な意見

- ・悪質業者の手口は年々巧妙化している。高齢者には、被害の未然防止のため、電話帳から電話番号を消すことを提案したい。いい人に見える営業マンが、優しく甘い言葉をかけて騙してくるのが消費者トラブルの実態。
- ・地域での高齢者見守りも大事だが、都会に出ている子や孫に、週に1回でも高齢者の安否確認をするよう、キャンペーンを行ってはどうか。子が親の面倒をみない風潮は地方だけの問題ではない。都会でも問題意識を共有化すべき。

河上委員長の総括コメント(要旨)

- ・高齢者被害には決め手となる解決策がないが、「見守り」と「連携」が重要なキーワード。
- ・若い人や行政が見守るだけでなく、高齢者間で問題を共有することも大切。
- ・今後は、消費者問題の関係者や法律家だけでなく、大脳生理学の分野の方など、多様な主体の連携が望ましい。
- ・バーチャルオフィスやレンタル電話等、人を騙すためのツールが使いにくくなるよう、制度的な工夫が必要。消費者委員会としても、高齢者被害の問題を一過性のものとせず、関係する方々と問題を共有しながら具体的な解決策を探っていきたい。

(以上)

第6回 地方消費者委員会（大分）実施結果

開催日時 平成24年12月1日(土)13:30～17:00

開催場所 大分県消費生活・男女共同参画プラザ アイネス

主催 内閣府消費者委員会、適格消費者団体・NPO法人大分県消費者問題ネットワーク

後援 大分県、大分市

参加 66名

内容

プログラム

1. 基調講演 「高齢者の消費者トラブルについて」

講師：消費者委員会委員長 河上正二

2. 大分県における消費者行政の現状と取組

報告者：大分県消費生活・男女共同参画プラザ所長 山戸康弘

3. ケーススタディ「高齢者の消費者被害の現場からの事例報告」

報告者：大分市市民活動・消費生活センター消費生活相談員 田並孝子

報告者：大分県消費生活・男女共同参画プラザ消費生活相談員 清水磨智子

4. 消費者安心アクションプラン(原案)

説明者：消費者庁消費者政策課政策企画専門官 坂田昌平

5. パネルディスカッション

パネリスト：適格消費者団体・NPO法人大分県消費者問題ネットワーク理事長 井田雅貴

上野ヶ丘・碩田地域包括支援センター長 小倉亮一

消費者委員会委員 夏目智子

大分県消費生活・男女共同参画プラザ消費生活相談員 村上美佳子

豊後高田市市民課長 山田真一

コーディネーター：消費者委員会事務局長 原早苗

6. 総括コメント 消費者委員会委員長 河上正二

パネルディスカッションの概要

パネリストからのコメント

高齢者の消費者トラブルの現状について、それぞれの立場からの主なコメント

- ・高齢者世帯は貯蓄額が平均的に高く、加害者側から見ると金員搾取の標的となりやすい。
適格消費者団体では、被害に遭っていなくても裁判所に訴えることができる。消費者から適格消費者団体に情報を寄せてもらい、予防していくことが重要である。
- ・地域包括支援センターでは、高齢者のニーズに応じて介護、福祉等の社会資源を繋げるネットワークを構築し、安心して暮らせるような取組みを行っている。
- ・現場からの事例報告を聞いて、自分の身にも当てはまると感じた。人口の3分の1が65歳以上を占めるといふ社会においては、高齢者に基準を合わせた社会づくりを目指すべきである。

- ・被害に遭った方の話をしっかり聞いて問題点を整理し、「こういうこともできる」と教えてあげられるような対応が、消費生活相談員に求められる。市町村の消費生活相談窓口の充実が重要である。
- ・消費生活相談のうち、高齢者に係る相談が半数以上を占めている。健康器具販売や新聞の重複購入等が多かったが、最近は電話による投資販売や未公開株といった劇場型の商法が目立っている。

組織の連携及び高齢者被害対応の難しさについての主なコメント

- ・地域包括支援センターができて6年になるが、徐々に役割を理解してもらい、いろいろなところから声がかかるようになった。小さな情報も見逃さず、情報収集ができればと思う。
- ・契約当事者が70歳以上の相談のうち、40%近くは本人以外の家族やヘルパー、ケアマネージャーからの相談であった。市とケアマネージャーとでは定期的な連携が取れていると聞いている。
- ・本人と直接会う機会を作ることが重要。ゆっくり丁寧に話を聞くことで、認知症の疑いや近隣トラブルなど身の回りの様子も見えてくる。また、被害に遭った高齢者は自尊心が高く、表面化しないケースもある。福祉の最前線にいるヘルパーやケアマネージャーから情報を掘り起こすように努めないといけない。
- ・高齢者の息子・娘との対応は難しい場合がある。認知症診断を勧めて苦情に繋がったこともある。

フロアから寄せられた意見

- ・大分県以外の適格消費者団体は政令指定都市にあることを見ると、大分は進んでいると思う。大学受験予備校の問題について紹介してほしい。

最後に各パネリストから一言ずつコメント

- ・相談員の育成に努めているが、高齢化や職員の兼務・異動などマンパワーの構築が課題である。また、コスト面の課題もある。国からも支援してもらい、市町村・県・国が連携し前向きな発展をさせたい。
- ・高齢者被害が増えているという状況を伝えるだけでなく、わかりやすく役に立つ啓発活動が重要である。高齢者の消費者被害は未然防止が重要である。
- ・被害をなくすためには消費者行政を充実させることが重要である。消費者教育を進める方法はさまざまであるが、消費者教育は大きな役割を果たすことができる。
- ・高齢化は進んでおり、間に合わないことが出てくる。今のうちからネットワークの構築が重要である。
- ・適格消費者団体として、情報をもらえれば動きたいと思っている。集团的消費者被害救済制度について、できることがあると思っている。情報を寄せていただきたい。

河上委員長の総括コメント(要旨)

高齢者の消費者被害はなかなか解決策が見つからず、現場の人の献身的な熱意でもちこたえているという状況である。現場を大切にすること、直接高齢者にあつて話を聞き状況を知ることが重要だと感じた。

今後、消費者を守るためには、掛け声だけではなく連携の実質化が大事である。消費生活相談員、福祉、教育、医者、警察等が情報を共有し、何ができるかを考えて連携することが重要である。そして、その場を用意できるのは自治体だけである。消費者委員会は他の省庁に建議する権能を有している。いただいた意見については、現場のニーズに合った形で建議・意見につなげていきたい。

以上

11月30日(金)夕刻、二日市大分県副知事及び釘宮大分市長を表敬訪問した。

第7回 地方消費者委員会(米沢)実施結果

平成25年3月
消費者委員会事務局

- 開催日時:平成25年3月2日(土) 13:30-16:30
- 開催場所:山形県立米沢女子短期大学 C号館 C-202教室
- 主催:内閣府消費者委員会、山形県立米沢女子短期大学附属生活文化研究所、米沢市消費生活研究会
- 後援:山形県、山形市、米沢市、山形県消費生活団体連絡協議会
- 参加人数:53人

○内容のポイント

<プログラム>

公開シンポジウム「食品表示のあり方について ～健康食品、表示の一元化等新しい動き～」

1. 基調講演「消費者委員会の活動と食の安全」
講師:河上正二 消費者委員会委員長・東京大学教授
2. 山形県における消費者行政の現状と取組
報告者:小島雄一 山形県くらし安心課長 兼 消費生活センター所長
3. 講演「健康食品等について」
講師:田島 眞 消費者委員会委員・実践女子大学教授
4. 食品表示の一元化
報告者:伊藤麻子 消費者庁食品表示課総括係長
5. パネルディスカッション
パネリスト: 鈴木道子 尚絅学院大学副学長
高橋幸子 米沢市消費生活研究会会長
田島 眞 消費者委員会委員・実践女子大学教授
花角圭一 株式会社花角味噌醸造 代表取締役社長
コーディネーター:原 早苗 消費者委員会事務局長
6. 総括コメント 消費者委員会委員長 河上正二

○パネルディスカッションの概要

<パネリストからの主なコメント>

- 食品表示については判りやすく正確な表示が必要。例えば、食品表示で「ナトリウム xx グラム」と表示されていてもそれが食塩でどれだけに相当するのかが判らない。こういうことは医師や管理栄養士の指導で一日摂取量が決められている方にとって必要な情報。さらに、表示を見る消費者の「食育」も強化すべきであり、栄養士や管理栄養士の役割を期待。

- 食品表示について消費者はそのようなものは見ないという向きもあるが、それは文字が小さく、内容も良くわからないからであろう。食品表示一元化法成立の際にはその内容をよく消費者に伝えてほしい。同時に、消費者もしっかり表示をみて自らの責任で安全性などを確認すべき。

- 食品表示一元化法を作成する意義としては、消費者の知る権利として、一般消費者の自主的・合理的な食品選択の機会の確保となることである。

- 事業者の立場からは、既存の食品表示関係法が一元化されることは歓迎。これまで食品表示の対応で判らないことがあった際には保健所、農水省と役所を色々回されることもあった。しかし、表示を載せる包材の準備の必要もあり、法律が制定されてから施行までに十分な時間が必要。また、原料原産地の表示について、天候による収穫の変動で産地が一定しないこともある。そういう場合の対応をどうしたらいいか。また、表示の活字の大きさについて、製品が小さければ書ききれないということもありそうである。

- 過大なイメージ広告が氾濫するいわゆる「健康食品」の表示については、今回の一元化法案では議論されていない。また、食品表示一元化法成立後も具体的な基準等については専門家が集まっている消費者委員会食品表示部会で議論されることになるので、残された課題について議論していきたい。

- アレルギー表示について、
 - ・事業者としてはできる限り記載する取組が取られているが、弁当等品目が多いものは最低限の記載とならざるを得ない面もある。
 - ・表示を行って、あとは自己責任というのではなく、二重三重のセーフティーネットを考えるべき。

＜フロアからの意見＞

⇒今回の参加者に聞いたところ、食品表示一元化法案が準備されていることを知っている方は少数であった。

- 高齢者が増えているので、小さい文字やカタカナは見づらい。
- 真に必要な情報はその食品がどこで作られたもので、それが安全かということ。あれもこれも書き込むとなると判りにくくなって、食品表示を見ないということにならないか。
- 食品表示について、消費者庁が設置されたことから、関係省庁間で消費者庁が先導的役割を果たすことを期待。また、現実的にみれば、製品が小さいので書ききれず、どうしても対応できないということもあるが、何か新しいやり方を考えていく必要はないか。例えば消費者が本当に知りたい情報(例:アレルギー関連の情報)は大きな文字で書き、それ以外と分けて考えるといった対応をするなど。

＜パネリストからのまとめのコメント＞

- 判りやすい表示と正確な表示のせめぎあいをどう解決するか。ホームページの活用もあるが、これ以外にも「食育」の一環として学校教育、市民講座等、あらゆる機会の活用が必要。勉強会で学んだことをクチコミで広めていくという考え方で。
- パンフやメディアの広告ではなかなか定着しない。やはり対面の講座で話を聞いて理解していくことが効果的。
- 判りやすい表示という観点から、欧米では絵表示を実施している例もある。今回の法案の検討では扱ってもらえなかったが、将来的には検討を。

＜河上委員長の総括コメント＞

熱心な議論に感謝。今後食品表示の一元化法案については詰めの段階にあるが、詳細は引き続き議論が続くことになる。消費者、事業者から色々知恵をいただくことを期待する。食品表示だけでなく、それを受け取る消費者の理解力を高める「食育」も重要である。

* また、河上委員長は、3月1日に山形県知事及び米沢市長を表敬訪問した。

(以上)

第8回地方消費者委員会（札幌）実施結果

平成25年5月
消費者委員会事務局

開催日時：平成25年5月25日（土）13：30～16：30

開催場所：北海道庁赤れんが庁舎2階2号会議室

主催：内閣府消費者委員会、一般社団法人北海道消費者協会、
適格消費者団体・NPO法人消費者支援ネット北海道

後援：北海道、札幌市、一般社団法人札幌消費者協会

参加人数：88名

内容のポイント

<プログラム>

公開シンポジウム「製品安全について」

1. 基調講演「消費者委員会の活動と製品安全」

講師：河上正二 消費者委員会委員長（東京大学教授）

2. 北海道における消費者行政の現状と取組

報告者：近藤 隆 北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課長

3. 講演「消費者事故未然防止のための情報周知徹底に向けた対応策についての建議」

講師：夏目智子 消費者委員会委員（全国地域婦人団体連絡協議会事務局
局長）

4. 消費者庁における製品安全の取組

報告者：宗林さおり 消費者庁消費者安全課長

5. パネルディスカッション

パネリスト：梅田裕幸 北海道立消費生活センター商品テスト部長

宗林さおり 消費者庁消費者安全課長

夏目智子 消費者委員会委員

長谷川公彦 公益社団法人消費者関連専門家会議専務理事

道尻 豊 適格消費者団体・NPO法人消費者支援ネット
北海道専務理事

コーディネーター：原 早苗 消費者委員会事務局長

6. 総括コメント 消費者委員会委員長 河上正二

パネルディスカッションの概要

テーマ： 製品の事故情報がうまく集約されているか
事故の分析ができているか
消費者に情報が伝えられているか
を軸に議論を行った。

<パネリストからの主なコメント>

情報収集は難しいのが現状である。例えば、火災になれば消防庁から一報が必ず入るが、入ってきにくい情報もある。

消費者事故等の中でも重大事故（死亡や30日以上の治療を要するなど被害が重大であった事案）に該当しない事案だったために、結果、報告や公表が遅れ、被害が拡大する製品事故がある。

茶のしずく石鹼の案件は、実はP I O - N E Tには掲載されなかった。何人もの患者さんを診た病院の先生が、患者にアンケートをとり分析したところ、共通項が石鹼だったことから発覚した。医療機関ネットワークからしか情報が入ってこない事案も多く、重大事案が含まれることもあるため、今後、有効に活用し情報収集する必要がある。

分析については、我々は、X線調査や事故製品で再現させたりしている。

N I T Eへの依頼をする場合は、送付するのは、依頼者側（消費者）の負担なので、できれば改善してほしい。

消費者も商品の特性をきちんと理解して使用するべきだと思う。そして、使っていて少しおかしいと思ったらメーカーに問合せ等してはどうか。

健全な事業者は、「安全な製品をつくる」ことが大前提でやっている。

製品における絶対安全はないため、事業者も常に製品安全を求める努力が必要であるし、同時に、消費者自身のリスクに関する予知能力を高めるための消費者教育が重要である。

消費者庁、都道府県、地方自治体の連携を高める工夫が必要である。

消費者にリコール製品に関する情報等を確実に届けるために、消費者庁、事業者、販売店、通販等のアクセスポイントから、積極的な情報が提供されることも重要である。

<フロアからの質問・意見>

消費者庁や消費者委員会の活動を聞いて、横のつながりができていると感じた。国、道、市町村、消費者ともっと連携していくことが大事。

消費者団体は、女性や年配者が多いので、若い人に、例えば高校生等に教育を行い、消費者行政に興味を持ってもらうことも必要。

経済産業省が作成したこのパンフレットは、学生への教育資料としては良く、生徒の反応も良い。

商品購入の時、商品の良い特徴だけ説明するのではなく、こんなリスクも発生しているときちんと伝えるべきではないかと思う。ターゲティング広告だけではなく、ターゲティングリスク広告も必要ではないか。

リコール情報に関するホームページは、件数がたくさんあるためあまり見ない。リスクコミュニケーションは大事なので、もっと分かりやすくするための工夫を考えてほしい。

<河上委員長の総括コメント>

どんなものでも100%安全なものはないと思う。やはり経年劣化はある。人間も年をとるにつれ、身体のどこかが悪くなるころは出てくるので、メンテナンスが必要。

消費者と事業者との双方向のやり取りが必要になってくる。

事故情報の収集という視点で医療機関の方がたの存在、そして消費者教育では学校の先生方の存在があるということに気付いた。もっと連携をしていきたい。

また、河上委員長は、5月24日に、北海道の山谷吉宏副知事及び札幌市の上田文雄市長を表敬訪問した。

(以上)

第9回地方消費者委員会（金沢）実施結果

平成25年7月
消費者委員会事務局

開催日時：平成25年7月26日（金）13：30～16：30
開催場所：石川県政記念しいのき迎賓館3階セミナールームB
主催：内閣府消費者委員会、石川県消費者団体連絡会
後援：石川県、金沢市、金沢弁護士会、石川県司法書士会
参加人数：81名

内容のポイント

<プログラム>

公開シンポジウム「消費者契約法の課題」

1. 基調講演「民法と消費者契約法」

講師：河上正二 消費者委員会委員長（東京大学教授）

2. 報告「インターネット取引の現状と課題」

報告者：山田茂樹 消費者委員会事務局委嘱調査員（司法書士）

3. パネルディスカッション

パネリスト：青海万里子 石川県消費者団体連絡会事務局長
伊藤麻子 石川県消費生活支援センター相談員
宗宮英恵 消費者庁消費者制度課政策企画専門官
橋爪健一郎 金沢大学法科大学院非常勤講師（弁護士）
山田茂樹 消費者委員会事務局委嘱調査員（司法書士）
コーディネーター：河上正二 消費者委員会委員長（東京大学教授）

パネルディスカッションの概要

- テーマ： 契約締結過程（誤認類型）について
契約締結過程（困惑類型）について
契約締結過程（インターネット）について
適合性原則について
約款規制について

<パネリストからの主なコメント>

契約締結過程（誤認類型）について

- ・相談現場では、子供の成績が上がるとか、脱毛エステの効果などの断定的判断の提供による相談が多い。
- ・広告は極めて勧誘に近い表示が多くなっている。
- ・不実表示については、民法の中間試案では錯誤の中に取り入れられているが、民法典では非常に大がかりになり消費者契約法への検討は重要であると思う。

契約締結過程（困惑類型）

- ・消費者が「帰ってください」と言えることができればいいが、実際にはなかなか言えない。電話勧誘も同様でなかなか切ることはできない。そういった実情もふまえ、広く適用できるよう検討してほしい。
- ・困惑類型に関する裁判例も多く蓄積されており、判決では退去を告げていなくても、当事者の状況や事業者の悪質性等を勘案し、退去妨害を認めているケースもある。今後、状況の濫用等範囲を拡大することができれば、さらに使い勝手がよくなる。

契約締結過程（インターネット）

- ・インターネットに関する相談は増えており、通常の購入形態と比べて、消費者の注意力が低下するという特徴がある。
- ・通販は便利だが、例えば、衣服類の試着などはできないし、店員等の信頼性等を感じるできないなど商品購入における判断要素が少なく、熟慮性を確保する必要もある。
- ・事例にあるように、ステルスマーケティングのように第三者の評価による意思形成がなされるというインターネット独特の特性がある。

適合性原則について

- ・日弁連の改正試案では、不当勧誘行為の取消要件について規定している。民法の公序良俗という表現は事業者からも抵抗があり、消費者契約法に導入する検討は必要ではないか。

- ・適合性原則の対象の線引き・境界が難しい。
- ・時代の変化により高齢化に見合った見直しの検討は必要である。ただ、消費者契約法に取り入れることは全ての消費者契約に適用となること、特商法等個別法との関係や行政規制との関係も含め、いかなる方法による対応が適切かという観点も併せて検討する必要がある。

約款規制について

- ・保険約款等、字が小さくてなかなか読むことがない、という相談がある。消費者が読む気になる約款作成がまず必要である。
- ・現行法の8条～10条で不当条項規制があるが、不意打ち条項の禁止、事業者不利の原則等もっとわかりやすく使いやすい規定が必要である。
- ・民法でも約款規制の導入について議論されているが、経済界からの反対が強い。民法に入らなかった場合は、消費者契約法での導入の検討が考えられるが、民法の議論で残された課題は、消費者契約法の分野でも当てはまるものも多く、それらを解消するに足りるだけの実証的なデータが求められる。

<フロアからの意見>

- ・広告は契約締結の意思形成に影響を与えないという解釈ということだが、十分に影響を与えていると思う。
- ・不招請勧誘に関して特商法に導入されたが、消費者契約法でも検討をしてほしい。

また、河上委員長は、7月25日(木)に、石川県の谷本正憲知事及び金沢市の山野之義市長を表敬訪問した。

地方懇談会への参加実績

開催日	開催場所	行事名(主催者)	参加委員	活動実績等
平成24年 11月6日(火)	東京都 新宿区	全国地域婦人団体連絡協議会 関東ブロック会議 (全国地域婦人団体連絡協議 会 / 特定非営利活動法人東京 都地域婦人団体連盟)	河上 委員長	記念講演として、「私たちを取り巻く消費者問題 解決のために」と題して、消費者委員会の課題 と役割について講演を行いました。
平成25年 8月28日(水)	青森県 青森市	平成25年度消費生活大学講座 青森県消費者協会(青森県消 費生活センター)	河上 委員長	「消費者契約の適正化～高齢消費者の救済 ～」と題して講演を行いました。

消費者委員会委員と消費者団体等関係団体との意見交換会

(計4回：平成25年8月末現在)

	団体名
平成24年9月4日(火)	公益社団法人全国消費生活相談員協会 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 全国消費者団体連絡会 特定非営利活動法人日本消費者連盟
平成25年2月12日(火)	全国消費者行政ウォッチねっと 公益社団法人全国消費生活相談員協会 全国消費者団体連絡会 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
平成25年2月26日(火)	特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道 特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会 特定非営利活動法人消費者ネット広島 特定非営利活動法人消費者支援機構福岡 特定非営利活動法人大分県消費者問題ネットワーク
平成25年3月12日(火)	公益社団法人消費者関連専門家会議 一般社団法人日本経済団体連合会

消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文
(分野別件数及び主な内容)

分野	受付件数					主な内容 (平成24年9月～平成25年8月)
	平成24年9月 ～25年8月	平成23年9月 ～24年8月	平成22年9月 ～23年8月	平成21年9月 ～22年8月	累計	
消費者安全関係	5	11	25	9	50	消費者事故未然防止のための注意喚起の在り方 リコール制度の在り方 美白美容液の白斑問題への対応
取引・契約関係	11	27	14	15	67	消費者契約法の見直し 民法(債権関係)の改正 キャンセルに係るトラブルの防止 美容医療に関するホームページ、広告の適正化 越境取引における消費者紛争窓口の恒常化等 クレジットカード取引等の適正化実現のための割賦販売法の改正 金融・商品先物取引等についての不招請勧誘禁止撤廃への反対意見
貸金業法関係	7	14	2	16	39	改正貸金業法の成果の確認等 クレジットカード現金化対策 質屋営業法改正 個人保証の原則廃止等
食品表示関係	9	8	5	9	31	食品表示一元化の推進 健康食品の表示の在り方 新食品表示法施行への今後の検討課題への対応 食品表示法を精査する調査会の迅速な設立 「いわゆる健康食品」「特定保健用食品」の規制緩和への反対意見
地方消費者行政	5	13	14	5	37	地方消費者行政の充実に向けた支援の拡充 消費者の財産被害防止のための処分権限等の強化 景品表示法の行政措置権限の知事への委譲
公益通報者 保護制度	0	0	7	0	7	-
個人情報 保護制度	1	1	1	3	6	Tポイントサービスの問題点
集団的消費者 被害救済制度	3	9	3	2	17	法案の早期成立等
料金・物価関係	5	1	0	5	11	鉄道、その他交通機関の運賃及び認可申請の在り方 家庭用電気料金値上げに対する意見
消費者教育	1	1	1	1	4	消費者教育推進法に関する専門部署の立ち上げ等
消費者行政 の在り方	3	3	4	11	21	今後の消費者行政組織体制の在り方 不適正取引に対する行政処分等の充実・強化
国民生活センター の在り方	0	10	43	2	55	-
東日本大震災 関連	0	6	6	0	12	-
その他	3	2	4	8	17	不当景品類及び不当表示防止法の改正 「消費者基本計画」の検証・評価及び計画の見直し
計	53	106	129	86	374	-

委員長等記者会見の実績

平成 24 年 9 月 4 日（火）河上委員長記者会見

- ・「医療機関債に関する消費者問題についての提言」について

平成 24 年 10 月 9 日（火）河上委員長記者会見

- ・定例会見

平成 24 年 11 月 7 日（水）河上委員長記者会見

- ・定例会見

平成 24 年 12 月 12 日（水）河上委員長記者会見

- ・「電気通信事業者の販売勧誘方法の改善に関する提言」について
- ・定例会見

平成 25 年 1 月 16 日（水）河上委員長記者会見

- ・定例会見

平成 25 年 1 月 29 日（火）河上委員長記者会見

- ・「健康食品」の表示等の在り方に関する建議」について

平成 25 年 2 月 6 日（水）河上委員長記者会見

- ・定例会見

平成 25 年 2 月 12 日（火）河上委員長記者会見

- ・「消費者事故未然防止のための情報周知徹底に向けた対応策についての建議」について

平成 25 年 3 月 6 日（水）河上委員長記者会見

- ・定例会見
- ・「消費者基本計画の実施状況に関する検証・評価及び計画の見直しに向けての意見」について

平成 25 年 4 月 3 日（水）河上委員長記者会見

- ・定例会見

平成 25 年 5 月 14 日（火）河上委員長記者会見

- ・ 定例会見

平成 25 年 6 月 11 日（火）河上委員長記者会見

- ・ 定例会見
- ・ 「消費者基本計画の改定素案（平成 25 年 4 月）等に対する意見」について

平成 25 年 7 月 16 日（火）河上委員長記者会見

- ・ 定例会見

平成 25 年 8 月 6 日（火）河上委員長記者会見

- ・ 「地方消費者行政の体制整備の推進に関する建議」について
- ・ 「詐欺的投資勧誘に関する消費者問題についての建議」について

消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年六月五日法律第四十八号）

最終改正：平成二五年六月二八日法律第七〇号

第一章 総則（第一条）

第二章 消費者庁の設置並びに任務及び所掌事務等

第一節 消費者庁の設置（第二条）

第二節 消費者庁の任務及び所掌事務等（第三条 第五条）

第三節 審議会等（第五条の二 第五条の四）

第三章 消費者委員会（第六条 第十四条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、消費者庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、消費者委員会の設置及び組織等を定めるものとする。

第二章 消費者庁の設置並びに任務及び所掌事務等

第一節 消費者庁の設置

（設置）

第二条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第三項の規定に基づいて、内閣府の外局として、消費者庁を設置する。

2 消費者庁の長は、消費者庁長官（以下「長官」という。）とする。

第二節 消費者庁の任務及び所掌事務等

（任務）

第三条 消費者庁は、消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質に関する表示に関する事務を行うことを任務とする。

（所掌事務）

第四条 消費者庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務（第六条第二項に規定する事務を除く。）をつかさどる。

一 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関するこ

- と。
- 二 消費者の利益の擁護及び増進に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
 - 三 消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
 - 四 消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）の規定による消費者安全の確保に関すること。
 - 五 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の規定による宅地建物取引業者の相手方等（同法第三十五条第一項第十四号イに規定するものに限る。）の利益の保護に関すること。
 - 六 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）の規定による旅行者の利益の保護に関すること。
 - 七 割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）の規定による購入者等（同法第一条第一項に規定するものをいう。）の利益の保護に関すること。
 - 八 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三章第二節の規定による重大製品事故に関する措置に関すること。
 - 九 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）の規定による購入者等（同法第一条に規定するものをいう。）の利益の保護に関すること。
 - 十 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）の規定による個人である資金需要者等（同法第二十四条の六の三第三項に規定するものをいう。）の利益の保護に関すること。
 - 十一 特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）の規定による預託者の利益の保護に関すること。
 - 十二 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）の規定による特定電子メールの受信をする者の利益の保護に関すること。
 - 十三 食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）第二十一条第一項に規定する基本的事項の策定並びに食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
 - 十三の二 消費者教育の推進に関する法律（平成二十四年法律第六十一号）第九条第一項に規定する消費者教育の推進に関する基本的な方針の策定及び推進に関すること。
 - 十四 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第二条第三項又は第四項に規定する景品類又は表示（第六条第二項第一号八において「景品類等」という。）の適正化による商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保に関すること。
 - 十四の二 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）の施行に関する事務のうち同法第二条第三項に規定する指定米穀等の産地の伝達（酒類の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業に係るものを除く。）に関すること。
 - 十五 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十九条第一項（同法第六十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する表示についての基準に関すること。
 - 十六 食品衛生法第二十条（同法第六十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定す

る虚偽の又は誇大な表示又は広告のされた同法第四条第一項、第二項、第四項若しくは第五項に規定する食品、添加物、器具若しくは容器包装又は同法第六十二条第一項に規定するおもちゃの取締りに関すること。

十七 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)第十九条の十三第一項から第三項までに規定する基準に関すること。

十八 家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第四号)第三条第一項に規定する表示の標準となるべき事項に関すること。

十九 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第二条第三項に規定する日本住宅性能表示基準に関すること(個人である住宅購入者等(同条第四項に規定するものをいう。)の利益の保護に係るものに限る。)

二十 健康増進法(平成十四年法律第三号)第二十六条第一項に規定する特別用途表示、同法第三十一条第一項に規定する栄養表示基準及び同法第三十二条の二第一項に規定する表示に関すること。

二十一 物価に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二十二 公益通報者(公益通報者保護法(平成十六年法律第二百二十二号)第二条第二項に規定するものをいう。第六条第二項第一号ホにおいて同じ。)の保護に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二十三 個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第七条第一項に規定する個人情報の保護に関する基本方針の策定及び推進に関すること。

二十四 消費生活の動向に関する総合的な調査に関すること。

二十五 所掌事務に係る国際協力に関すること。

二十六 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。

二十七 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき消費者庁に属させられた事務

(資料の提出要求等)

第五条 長官は、消費者庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

第三節 審議会等

(設置)

第五条の二 別に法律で定めるところにより消費者庁に置かれる審議会等は、次のとおりとする。

消費者安全調査委員会

消費者教育推進会議

(消費者安全調査委員会)

第五条の三 消費者安全調査委員会については、消費者安全法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

(消費者教育推進会議)

第五条の四 消費者教育推進会議については、消費者教育の推進に関する法律(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

第三章 消費者委員会

(設置)

第六条 内閣府に、消費者委員会(以下この章において「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる重要事項に関し、自ら調査審議し、必要と認められる事項を内閣総理大臣、関係各大臣又は長官に建議すること。

イ 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策に関する重要事項

ロ 消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策に関する重要事項

ハ 景品類等の適正化による商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保に関する重要事項

ニ 物価に関する基本的な政策に関する重要事項

ホ 公益通報者の保護に関する基本的な政策に関する重要事項

ヘ 個人情報データの適正な取扱いの確保に関する重要事項

ト 消費生活の動向に関する総合的な調査に関する重要事項

二 内閣総理大臣、関係各大臣又は長官の諮問に応じ、前号に規定する重要事項に関し、調査審議すること。

三 消費者安全法第四十三条の規定により、内閣総理大臣に対し、必要な勧告をし、これに基づき講じた措置について報告を求めること。

四 消費者基本法、消費者安全法(第四十三条を除く。)、割賦販売法、特定商取引に関する法律、特定商品等の預託等取引契約に関する法律、食品安全基本法、消費者教育の推進に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、家庭用品品質表示法、住宅の品質確保の促進等に関する法律、国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第二百一十一号)及び個人情報の保護に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(職権の行使)

第七条 委員会の委員は、独立してその職権を行う。

(資料の提出要求等)

第八条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、報告を求めることができるほか、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(組織)

第九条 委員会は、委員十人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第十条 委員及び臨時委員は、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(委員の任期等)

第十一条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(委員長)

第十二条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(事務局)

第十三条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第十四条 第六条から前条までに定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、消費者委員会の委員について、この法律の施行後二年以内の常勤化を図ることを検討するものとする。

3 政府は、この法律、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十一年法律第四十九号)及び消費者安全法(以下「消費者庁関連三法」という。)の施行後三年以内に、消費者被害の発生又は拡大の状況、消費生活相談等に係る事務の遂行状況その他経済社会情勢等を勘案し、消費者の利益の擁護及び増進を図る観点から、消費者の利益の擁護及び増進に関する法律についての消費者庁の関与の在り方を見直すとともに、当該法律について消費者庁及び消費者委員会の所掌事務及び組織並びに独立行政法人国民生活センターの業務及び組織その他の消費者行政に係る体制の更なる整備を図る観点から検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

4 政府は、消費者庁関連三法の施行後三年以内に、消費生活センター(消費者安全法第十条第三項に規定する消費生活センターをいう。)の法制上の位置付け並びにその適正な配置及び人員の確保、消費生活相談員の待遇の改善その他の地方公共団体の消費者政策の実施に対し国が行う支援の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

5 政府は、消費者庁関連三法の施行後三年以内に、適格消費者団体(消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)第二条第四項に規定する適格消費者団体をいう。以下同じ。)による差止請求関係業務の遂行に必要な資金の確保その他の適格消費者団体に対する支援の在り方について見直しを行い、必要な措置を講ずるものとする。

6 政府は、消費者庁関連三法の施行後三年を目途として、加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をなく奪し、被害者を救済するための制度について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二十一年四月二四日法律第二六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第二条第三項及び第四項、第四条、第八条、第九条、第十二条第二号及び第四号、次条並びに附則第六条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 （平成二四年八月二二日法律第六一号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二四年九月五日法律第七七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

附 則 （平成二五年六月二八日法律第七〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第十八条の規定については、公布の日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第十九条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

最終改正までの未施行法令（平成二十五年六月二十八日法律第七十号（食品表示法））

第十四条 消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十四号の二を第四条第一項第十四号の三とする。

第四条第一項第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二 食品表示法（平成二十五年法律第七十号）の規定による販売の用に供する食品に関する表示の適正の確保に関すること。

第四条第一項第十七号中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改める。

第四条第一項第十七号中「から第三項まで」を削る。

第四条第一項第二十号中「、同法第三十一条第一項に規定する栄養表示基準」を削る。

第四条第一項第二十号中「第三十二条の二第一項」を「第三十一条第一項」に改める。

第六条第二項第四号中「不当景品類及び不当表示防止法」の下に「、食品表示法」を加える。

第六条第二項第四号中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改める。

附則（平成二五年六月二八日法律第七〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第十八条の規定については、公布の日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第十九条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

消費者庁及び消費者委員会設置法の施行期日を定める政令(平成二十一年八月十四日政令第二百十四号)

内閣は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

消費者庁及び消費者委員会設置法の施行期日は、平成二十一年九月一日とする。

消費者委員会令(平成二十一年八月十四日政令第二百十六号)

内閣は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)第十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

(部会)

第一条 消費者委員会(以下「委員会」という。)は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、委員長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

(議事)

第二条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 前三項の規定は、部会の議事について準用する。

(事務局長等)

第三条 委員会の事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

2 前項に定めるもののほか、委員会の事務局の内部組織の細目は、内閣府令で定める。

(委員会の運営)

第四条 この政令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行の日(平成二十一年九月一日)から施行する。

(委員会の所掌事務に関する経過措置)

2 委員会は、消費者庁及び消費者委員会設置法第六条第二項に規定するもののほか、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律(平成二十年 法律第七十四号)の施行の日の前日までの間、特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成二十一年政令第百十七号)附則第三条及び割賦販売法 施行令の一部を改正する政令(平成二十一年政令第百十八号)附則第三条の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

消費者委員会事務局組織規則(平成二十一年八月二十八日内閣府令第四十五号)

最終改正：平成二二年四月一日内閣府令第二〇号

消費者委員会令(平成二十一年政令第二百十六号)第三条第二項の規定に基づき、消費者委員会事務局組織規則を次のように定める。

- 1 消費者委員会事務局に、参事官及び企画官それぞれ一人を置く。
- 2 参事官は、命を受けて、局務に関する重要事項に係るものに参画する。
- 3 企画官は、命を受けて、局務のうち特定事項の調査、企画及び立案を行う。

附 則

この府令は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日(平成二十一年九月一日)から施行する。

附 則 (平成二二年四月一日内閣府令第二〇号)

この府令は、公布の日から施行する。

消費者委員会運営規程（平成21年9月1日 消費者委員会決定）

（総則）

第1条 消費者委員会の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号）及び消費者委員会令（平成21年政令第216号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（意見の開陳等）

第2条 委員会は、適当と認める者に対して、会議への出席を求め、その説明又は意見の開陳を求めることができる。

（議事録の作成）

第3条 委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席者の氏名
- 三 議題となった事項
- 四 審議経過
- 五 決議

（審議の内容等の公表）

第4条 委員会の開催予定に関する日時、開催場所等については、公開する。

2 委員会は、会議を公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他の委員会が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。非公開とすべき事由が終了したときは、公開するものとする。

3 前項の規定により委員会が会議を非公開とすることを認めた場合は、委員会はその理由を公表する。

4 会議の議事録については、第2項の規定により委員会が会議を非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。

5 委員会の建議、勧告、意見、提出資料等については、原則として公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他の委員会が非公開とすることを必要と認めた場合につい

ては、非公開とする。

(雑則)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この規程は、平成 2 1 年 9 月 1 日から施行する。

消費者庁設置法案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案に対する附帯決議 (衆議院)

政府は、これらの法律の施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

- 一 消費者庁がその任務を遂行するに当たっては、消費者基本法第二条に定める消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり行うことが明記された趣旨にかんがみ、消費者の権利尊重に万全を期すること。
- 二 消費者委員会は、自ら積極的に調査審議を行うとともに、内閣総理大臣等への勧告・建議を始め、その与えられた機能を積極的に行使し、消費者の利益の擁護及び増進のため、適切にその職務を遂行すること。
- 三 消費者庁及び消費者委員会は、消費者の利益の擁護及び増進のため、各々の独立性を堅持しつつ、適宜適切に協力して職務に当たること。
- 四 消費者委員会の委員長及び委員は、すべて民間から登用するものとし、その年齢・性別等の構成について十分配慮すること。
- 五 初代の消費者委員会の委員の三人について、常勤的に勤めることが可能になるように人選し、財政的な措置も行うこと。またその他の委員についても、委員としての職務に専念できるような人選を行うように努めるものとする。
- 六 消費者委員会からの関係行政機関の長への報告徴求、資料の提出要求等に対しては、各行政機関は速やかに対応すること。また、関係行政機関の長は、その有する民間事業者に係る情報に関しても、個人情報や企業秘密、適正手続の確保に配慮しつつ、消費者委員会からの求めに対し、積極的に対応すること。
- 七 内閣総理大臣、関係行政機関の長等は、消費者委員会からの建議又は勧告に対して、迅速かつ誠実に対応すること。

- 八 消費者委員会の独立性を担保するため、その事務局については財政上の措置を含めた機能強化を図るとともに、その職員については専任とするよう努めること。また、事務局職員の任命に当たっては、多様な専門分野にわたる民間からの登用を行うとともに、同委員会の補佐に万全を図ること。
- 九 消費者被害に関する幅広い情報が確実に消費者庁に収集されるよう、関係省庁や地方自治体との連携を密にする等、体制を整備すること。
- 十 消費者庁に収集された情報の調査分析が機動的に行えるようタスクフォースの活用など事故調査のための仕組みを整備すること。
- 十一 消費生活に関わる事故に関する情報は、国民の共有財産であるとの認識に基づき、消費者庁を含む関係省庁は、消費者事故等に関する情報について、個人情報保護に配慮しつつ、十分な開示を行うこと。
- 十二 消費者教育の推進に関しては、消費者基本法の基本理念及び消費者基本計画の基本的方向のもと、学校教育及び社会教育における施策を始めとしたあらゆる機会を活用しながら、全国におけるなお一層の推進体制の強化をはかること。
- 十三 内閣総理大臣は、消費者事故等の発生に関する情報の集約及び分析の結果の公表に関しては、適時適切に、国会に対し報告しなければならないものとする。
- 十四 消費者行政に係る体制整備に当たっては、関係機関、特に独立行政法人国民生活センター、独立行政法人製品評価技術基盤機構、及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターを始めとした商品検査機能を有する各機関の機能強化を図るとともに、消費者庁及び消費者委員会との連携強化のため必要な措置を構ずるものとする。
- 十五 各地の消費生活センターの相談員の聴取能力及び法律知識の水準向上を図るため、独立行政法人国民生活センターを中心とする教育・研修の充実を図ること。
- 十六 地方公共団体における消費者行政の推進に関しては、今回の法改正の趣旨を周知徹底し、全国あまねく消費生活相談を受けることができ、消費者の安全・安心を確保する体制が確立されるよう、万全を期すること。
- 十七 相談員の待遇改善に関しては、今般拡充された地方交付税措置を活用しつつ、地方消費者行政活性化基金の運用に際しては、支援対象を集中育成・強化期間において増大する業務に係る人件費等に拡充するとともに、交付要綱等において処遇改善を図る地方公共団体への交付金の配分を手厚くすることを定めることにより、相談員の時給の引上げ、業務日数の増加による実質的常勤化、超過勤務並びに社会保険及び労働保険に関し法令に基づく適切な対応等を含め、地方公共団体における処遇改善の取組を促進すること。
- 十八 消費生活センターについて、指定管理者制度や委託等を採用している地方公共団体においても、その受託機関における相談員の処遇については、各種誘導措置が講じられることにより、地方公共団体が自ら行う場合における相談員等と同様に処遇の改善が図られるよう万全を期するよう要請すること。
- 十九 今後三年程度の集中育成・強化期間後の国による支援の在り方や、消費生活センターの設

置、相談員の配置・処遇等の望ましい姿について、その工程表も含め消費者委員会で検討を行うこと。

二十 消費者政策担当大臣が掌理する事務として、内閣府設置法第四条第一項に、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念の実現並びに消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現のための基本的な政策に関する事項が明記された趣旨を十分尊重し、消費者政策担当大臣は、内閣府設置法第十二条の勧告権の適切な行使も含め、関係行政機関の総合調整に万全を期すること。また、内閣総理大臣は、消費者政策担当大臣の権限行使が十分に果たされるよう行政各部を指揮監督すること。

二十一 消費者安全法第二十条の趣旨にのっとり、内閣総理大臣は、消費者委員会からの勧告に対し、消費者の利益を増進するため、内閣一体となった取組が行われるよう、誠意をもって対応すること。

二十二 消費者被害の情報収集啓発を行う消費者団体に対し、関係する情報を提供するとともに、活動のための施設や資金の確保等の環境整備を図ること。

二十三 消費者庁関連三法の附則各項に規定された見直しに関する検討に際しては、消費者委員会の意見を十分に尊重し、所要の措置を講ずるものとする。

消費者庁設置法案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案に対する附帯決議（参議院）

政府は、消費者庁関連三法の施行に当たり、消費者庁及び消費者委員会の創設が消費者基本法の基本理念を実現し、行政のパラダイム（価値規範）の転換を行うための真の拠点となるものであることにかんがみ、行政の意識改革を図るとともに、次の事項について万全を期すべきである。

一、消費者庁がその任務を遂行するに当たっては、消費者基本法第二条に定める消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり行うことが明記された趣旨にかんがみ、消費者の権利尊重に万全を期すること。

二、消費者庁がその任務を十全に果たすことができるよう、消費者行政に関する幅広い専門性を持った職員を行政組織内外から登用し、消費者の視点を重視した配置を行うとともに、民間のノウハウの活用を図ること。また、政府全体において公務員に対する十分な消費者教育・研修を実施することにより消費者行政を担う人材の育成を行うとともに、各府省庁における消費者担当部局の強化を行うこと。

三、消費者委員会は、自ら積極的に調査審議を行うとともに、内閣総理大臣等への勧告・建議を始め、その与えられた機能を積極的に行使し、消費者の利益の擁護及び増進のため、適切にその職務を遂行すること。

- 四、消費者庁及び消費者委員会は、消費者の利益の擁護及び増進のため、各々の独立性を堅持しつつ、情報の共有を始めとして、適宜適切に協力して職務に当たること。
- 五、消費者の利益の擁護及び増進を図り、真に消費者、生活者が主役となる社会を実現するためには、消費者行政を担当する内閣府特命担当大臣が、消費者行政の司令塔である消費者庁及び消費者行政全般の監視機能を果たす消費者委員会双方の判断を総合的に勘案し、その掌理する事務を遂行することが極めて重要であることにかんがみ、消費者政策担当大臣の判断を補佐するスタッフの配置を行うこと。
- 六、消費者委員会の委員長及び委員は、すべて民間から登用するものとし、その年齢、性別、専門性等について十分配慮すること。また、委員の任命理由を明確化する等、説明責任を果たすよう努めること。
- 七、初代の消費者委員会の委員の三人について、常勤的に勤めることが可能になるように人選し、財政的な措置も行うこと。またその他の委員についても、委員としての職務に専念できるような人選を行うように努めるものとする。
- 八、消費者委員会からの関係行政機関の長への報告徴求、資料の提出要求等に対しては、各行政機関は迅速かつ誠意をもって対応すること。関係行政機関の長は、その有する民間事業者に係る情報及びその所掌に係る民間事業者に関する情報についても必要に応じて収集・分析を行い、個人情報や企業秘密、適正手続の確保に配慮しつつ、消費者委員会からの求めに応じ、積極的な提供に努めること。
- 九、消費者委員会が個別具体的な事案に関して「勧告」を行うにあたっては、当該事案に関して的確な情報を得た上で、その必要性を踏まえたものとする。消費者庁及び消費者委員会設置法第八条の「資料の提出要求等」の権限が、その情報収集のための法的担保として設けられているものであるが、事実上の情報収集の手段として、消費者や事業者等からの自発的な通報・提供という形で情報を得ること、消費者委員会の要請に対して事業者等が自ら進んでこれに協力する等の形で、消費者委員会が事情説明や資料提供等を受ける等の調査を行うことまで否定しているわけではないことに留意すること。
- 十、内閣総理大臣、関係行政機関の長等は、消費者委員会からの建議又は勧告に対して、迅速かつ誠実に対応すること。
- 十一、消費者委員会が独立して消費者行政全般についての監視機能を十全に果たすことを担保するため、その事務局については財政上の措置を含めた機能強化を図るとともに、その職員については専任とするよう努めること。また、事務局職員の任命に当たっては、多様な専門分野にわたる民間からの登用を行うとともに、その所掌事務を行うために十分な人員を確保することにより、同委員会の補佐に万全を図ること。
- 十二、消費者政策会議については、当委員会で行われた議論を十分踏まえ、消費者庁及び消費者委員会との関係を総合的に判断し、国会と連携を図りつつ存置を含めその在り方の見直しを検討すること。

また、次期の消費者基本計画の案の作成に当たって消費者政策会議は、本委員会を始めとす

る国会における議論及び消費者委員会の意見を尊重すること。

十三、消費者被害に関する幅広い情報が確実に消費者庁に集約されるよう、その手続を明確化することにより、関係省庁や地方自治体との連携を密にする等、体制を整備すること。

十四、消費者事故についての調査が、更なる消費者被害の発生又は拡大の防止に資するものであることにかんがみ、消費者庁に集約された情報の調査分析が機動的に行えるようタスクフォースを活用し、消費者事故等についての独立した調査機関の在り方について法制化を含めた検討を行うとともに、消費者庁及び事故の関係省庁、特定行政庁と警察、消防など関係機関は対等・協力の関係をお互いに確認し、事故原因の究明、再発防止対策の迅速化をはかること。なお、事故情報の一元化の体制整備に当たっては、児童や高齢者、妊産婦、障害者等の事故情報について特別な配慮をすること。

また、消費者庁に消費者事故等の原因究明について分析能力を有する人材を登用するとともに、その養成を行うこと。

十五、消費生活に関わる事故に関する情報は、国民の共有財産であるとの認識に基づき、消費者庁を含む関係省庁は、消費者事故等に関する情報について、個人情報保護に配慮しつつ、十分な開示を行うこと。

十六、消費者教育の推進については、消費者庁が司令塔機能を果たし、消費者基本法の基本理念及び消費者基本計画の基本的方向のもと、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため、多様な視点から物事をとらえる能力を身につけ、自主的かつ合理的な行動をすることができるよう、消費者庁と文部科学省が連携を図り、学校教育及び社会教育における施策を始めとしたあらゆる機会を活用しながら、財政措置を含め、全国におけるなお一層の推進体制の強化を図るとともに、消費者教育を担う人材の育成のための措置を講ずること。

また、消費者教育に関する法制の整備についての検討を行うこと。

十七、内閣総理大臣は、消費者事故等の発生に関する情報の集約及び分析の結果に関しては、適時適切に、国会に対し報告しなければならないものとする。

また、結果の公表は迅速に行うとともに、国民に対する十分な周知を行うことができるよう、その公表の在り方についても十分配慮すること。

十八、消費者行政に係る体制整備に当たっては、関係機関、特に独立行政法人国民生活センター、独立行政法人製品評価技術基盤機構、及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターを始めとした商品検査機能を有する各機関の機能強化を図るとともに、消費者庁及び消費者委員会、地方公共団体との連携強化のため必要な措置を講ずるものとする。

十九、聴取能力及び法律知識のみならず、あっせんや行政との連携能力等各地の消費生活センターの相談員にとって必要な能力の水準向上を図るため、教育・研修の機会の拡充を始め、独立行政法人国民生活センターによる支援を強化すること。

また、国民生活センターに配置されている相談員について、その職務内容にふさわしい身分、待遇の改善に努めること。

二十、地方公共団体における消費者行政の推進に関しては、消費者庁関連三法制定の趣旨を地方

公共団体の長及び議会議長が参加するトップセミナーの実施等を通じて周知徹底し、全国あまねく消費生活相談を受けることができ、消費者の安全・安心を確保する体制が確立するよう、万全を期すること。

二十一、各地の消費生活センター等が、障害者、高齢者を含めたすべての消費者にとってアクセスしやすい一元的な消費者相談窓口として機能するよう、その認知度を高め、多様な相談受理体制の整備が行われるよう万全を期すること。

二十二、相談員の執務環境及び待遇に関する種々の問題点を改善するため、相談員制度の在り方について全般的な検討を行うとともに、地方公共団体における消費者行政の一層の充実を図るため、正規職員化を含め雇用の安定を促進するための必要な措置を早急に講じること。

また、その待遇改善に関しては、今般拡充された地方交付税措置が着実に活用されるよう地方公共団体に要請するとともに、地方消費者行政活性化基金の運用に際しては、支援対象を集中育成・強化期間において増大する業務に係る人件費等に拡充するとともに、交付要綱等において処遇改善を図る地方公共団体への交付金の配分を手厚くすることを定めることにより、相談員の時給の引上げ、超過勤務並びに社会保険及び労働保険に関し法令に基づく適切な対応等を含め、地方公共団体における処遇改善を積極的に支援すること。

なお、地方消費者行政活性化基金を真に地方消費者行政の需要を満たすものとするため、事業を支援するメニューの在り方等について地方公共団体の意見を踏まえるとともに、その弾力的な運用を行うこと。

二十三、消費生活センターについて、指定管理者制度や委託等を採用している地方公共団体においても、その受託機関における相談員の処遇については、各種誘導措置が講じられることにより、地方公共団体が自ら行う場合における相談員等と同様に処遇の改善が図られるよう万全を期するよう要請すること。

二十四、今後三年程度の集中育成・強化期間後の国による支援の在り方や、消費生活センターの設置、相談員の配置・処遇等の望ましい姿について、実態調査等を行うとともに、集中育成・強化期間の取組を踏まえ、その後も適切な対応が講じられるよう配意し、工程表も含め消費者委員会で検討すること。なお、検討に当たっては、広域的な設置を含め地域の実情に応じた消費生活センターの設置、P I O - N E Tの整備、相談員の資格の在り方についても十分配意すること。

二十五、消費者政策担当大臣が掌理する事務として、内閣府設置法第四条第一項に、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念の実現並びに消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現のための基本的な政策に関する事項が明記された趣旨を十分尊重し、消費者政策担当大臣は、他の行政機関の個別政策を含めた基本的政策に関する事項についての内閣府設置法第十二条の勧告権の適切な行使等、関係行政機関の総合調整に万全を期すること。また、内閣総理大臣は、消費者政策担当大臣の権限行使が十分に果たされるよう行政各部を指揮監督すること。

二十六、消費者安全法第二十条の趣旨にのっとり、内閣総理大臣は、消費者委員会からの勧告に

対し、消費者の利益の擁護及び増進のため、内閣一体となった取組が行われるよう、誠意をもって対応すること。

また、内閣総理大臣は、消費者委員会から勧告を受けたときは、当該勧告の実施に関する事務を所掌する大臣に対し、適切な対応を行うこと。

二十七、消費者の利益の擁護及び増進に関する法律の消費者庁の関与の在り方を検討する際には、公益通報の窓口の消費者庁への一元化、表示、取引、安全の分野における横断的な新法の制定を含めた検討を行うこと。

二十八、多重債務対策を消費者庁の重要な任務と位置付け、消費者庁の関与やそのために必要な体制を含め、内閣一体としての取組が可能となるよう検討を行うこと。

二十九、適格消費者団体を始め、消費者被害の情報収集、消費者への啓発等を行う消費者団体に対し、関係する情報を提供するとともに、活動のための施設や資金の確保等の支援のあり方について検討を行い、必要な措置を講ずること。

三十、地方公共団体の消費者行政の実施に対し国が行う支援の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討を加えるに当たっては、消費者、生活者が主役となる社会を実現する国民本位の行政への転換を目指す消費者庁設置の趣旨にかんがみ、国と地方の役割分担など消費者行政の在り方についても併せて検討すること。

三十一、加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度の検討に当たっては、いわゆる父権訴訟、適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟制度、課徴金制度等の活用を含めた幅広い検討を行うこと。

三十二、消費者庁関連三法にかかる政令及び内閣府令の制定に当たっては、本委員会における議論を十分に尊重するとともに、消費者団体を始めとする国民各層の意見を広く反映させるため、丁寧な意見募集及び集約の在り方に配慮すること。

三十三、消費者庁関連三法の附則各項に規定された見直しに関する検討に際しては、消費者委員会による実質的な審議結果を踏まえた意見を十分に尊重し、所要の措置を講ずるものとする

こと。
三十四、食品や製品による国境を越えた消費者被害が増加している状況にかんがみ、OECD消費者政策委員会の活動や、食の安全における近隣諸国や貿易相手国との連携を始めとした、消費者安全を確保するための国際連携を強化するとともに、その体制の更なる充実が図られるよう取り組むこと。

